

[民法改正]

債権譲渡禁止特約が124年ぶりに変わった!

決済代行も資金調達もしやすくなる?

債権法改正を解説します

 **Money Forward Kessai**

- 01 債権法が124年ぶりに改正!
- 02 債権法改正前までの状況(2020年3月31日まで)
- 03 債権法改正による変化(2020年4月1日から)
- 04 債権法改正で変わる!債権譲渡の活用法
- 05 債権譲渡を行う際の注意点
- 06 カンタン・あんしんな企業間決済代行サービス「マネーフォワード ケッサイ」

民法の一部が124年ぶりに改訂され、2020年4月1日より施行されています。

改正されたのは債権について定められた部分で、その改正の一部によって、売り手となる中小企業や個人事業主にとって決済方法の選択肢が広がるなど、メリットが多くなる内容になりました。本書では、このような売り手側に生じるメリットについて詳しくまとめています。まずは、債権に関する民法についておさらいしてみましょう。

債権法とはどんな内容？

債権法とは、私人間（国家や公共的な地位を持たない一般人のあいだ）の権利義務を定める民法のうち、私人間で成立する債権の内容や契約関係の定めに関する部分をいいます。債権とは支払いを請求できる権利、売掛金のことです。

民法では、従来から民法466条により、売り手（受注者）に属する権利を「譲渡できる」として、売り手の意思で債権を第三者へ譲渡することが認められています。一方で、別項にて「債権の譲渡の有効性を主張できるか否か」について記載しています。そのため、買い手（発注者）が第三者となる譲受人への債権譲渡を禁止する意思表示をした場合、債権には「債権譲渡禁止特約」をつけることができます。特約の付与については、民法改正後でも変更はありません。

民法改正における変更点

2020年4月1日から改正された民法では、上述の「債権譲渡禁止特約」の効力が変更になりました。

● 債権法改正のポイント

	2020年3月31日まで	2020年4月1日以降
債権譲渡自由の原則	原則は自由に譲渡できる →債権譲渡禁止特約によって譲渡無効になる可能性があった	原則は自由に譲渡できる →債権譲渡禁止特約があっても、譲渡制限されない
将来債権の譲渡について	明文規定はなかった	譲渡可能と明文化された
債権譲渡自由の原則	売り手が債権を第三者へ譲渡しても、 債権譲渡禁止特約を理由に譲渡を無効にできた	売り手による第三者への譲渡を無効にできない →譲受人への支払いを拒否し、支払先を売り手のままにすることはできる

※将来債権...将来的に発生することが見込まれる売掛金

債権の譲渡は、売り手の権利として民法第466条で認められているため、**売り手は自らの意思で、支払サイト中に債権を第三者(譲受人)へ譲渡し、早めに資金を得ようと試みます。**

一方、買い手は、さまざまなデメリット(※)があることから債権の譲渡を拒みたいと考えます。

そこで**買い手は債権譲渡を禁止する「債権譲渡禁止特約」をつけて、譲渡を無効にすることができました。**

こうして、債権に債権譲渡禁止特約がつくと、売り手は権利を有しているにもかかわらず、債権を譲渡できなくなっていたのです。

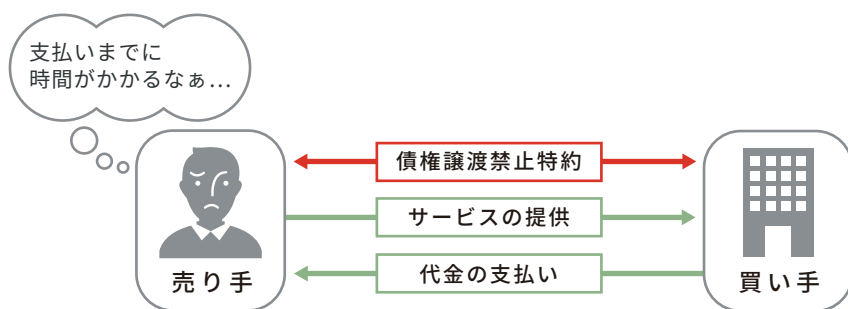
※債権が譲渡されると支払先の変更が必要になったり、譲受先の与信審査に時間を要したり、支払先がわからなくなるなどの混乱をきたすおそれがある。

債権譲渡禁止特約がつくことによる売り手のデメリット

債権譲渡禁止特約は大企業を中心として契約に付与されることが多く見られ、売り手には次のようなデメリットが生じていました。

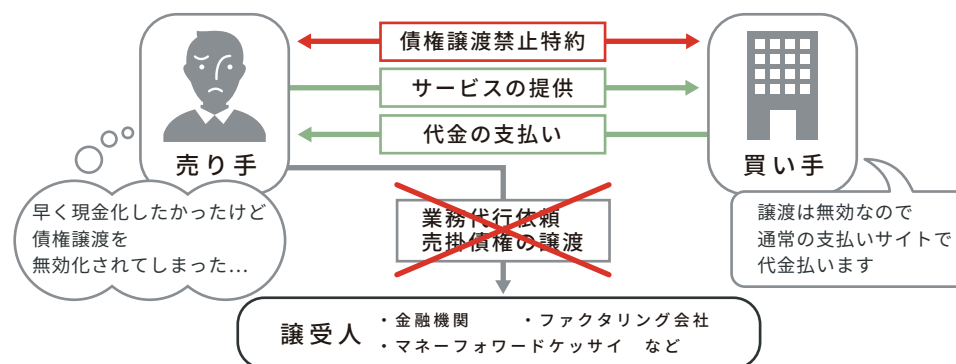
- 債権譲渡禁止特約で債権を譲渡しても無効化されてしまい、早期の資金調達ができない
- 売り手は支払日を待つしかなく、支払サイトが長いと対価をなかなか得られず資金繰りに苦勞する
- 請求業務をアウトソースしたくても、債権譲渡型の決済代行サービスが利用しにくい

通常取引



売掛取引では、サービスの提供から代金の受取りまでに猶予期間、いわゆる「支払サイト」が生じる。サービスを売ったその日に入金があるわけではないため、売り手にとっては支払サイトが長い場合、資金繰りに苦勞することもあった。

債権譲渡禁止特約による譲渡の無効化



債権を譲受人に譲渡しても、無効になる可能性が高い。そのため、決済代行サービスも依頼しにくかった。

2020年4月に施行された新しい債権法では、債権譲渡禁止特約の効力について大きな変更がありました。

その代表的なものが、「**買い手が債権の譲渡を禁止したときでも、債権譲渡の効力を妨げられない**」という点です。

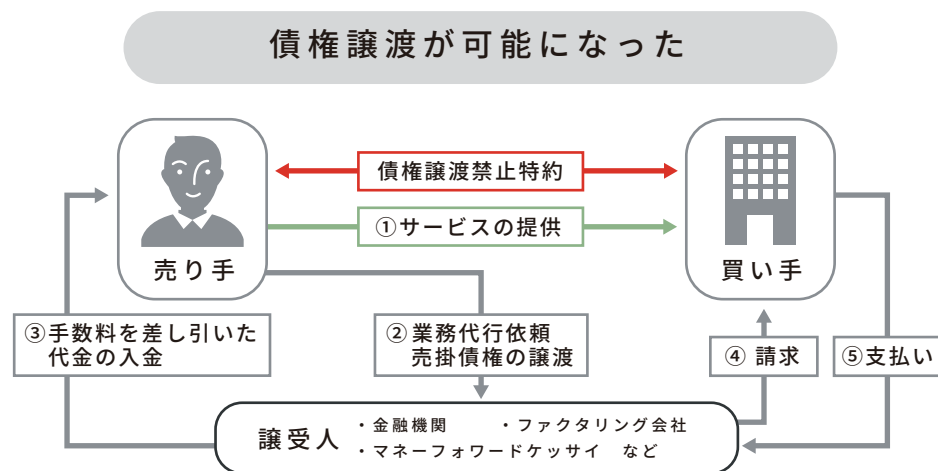
これにより、**債権譲渡禁止特約のついた債権が第三者へ譲渡されても、買い手は譲渡の無効を主張できなくなりました。**

また、将来的に発生することが見込まれる取引を指す「将来債権」の譲渡について、改正前まで規定がありませんでしたが、改正後、初めて譲渡の有効性が明文化されたことも大きな変更点といえます。

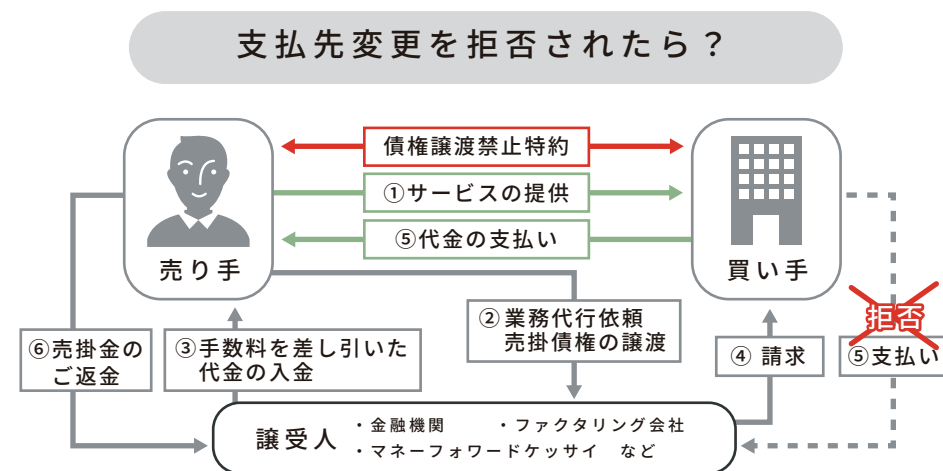
債権法改正によって生じる売り手のメリット

債権譲渡禁止特約の効力についての変更と、将来債権譲渡の明文化により、売り手には次のようなメリットが見込めます。

- 債権譲渡禁止特約を理由に、買い手から譲渡を無効化されるおそれなくなった
- 将来債権譲渡の有効性も明文化されたことで、より資金調達がしやすくなった
- 請求業務などを、決済代行サービスなどにアウトソースしやすくなった



債権譲渡禁止特約がついている債権を譲渡しても無効化されず、決済代行サービスも依頼しやすくなる。なお、業務代行依頼の場合は、買い手からの支払い後に売り手へ代金が入金される。



買い手の権利として、支払先の変更を拒否できるようになっている。買い手は譲受人への支払いを拒否して、通常取引と同様に売り手へ支払うことができる。この場合、売り手は買い手から預かった代金を譲受人に支払う。

債権法改正で、具体的に何ができるようになるのでしょうか？債権譲渡の活用法は次のとおりです。

早期の資金調達



入金日を待たずに
現金化できる

買い手による債権譲渡無効化のおそれがなくなったことで、債権譲渡禁止特約のついた債権も譲渡しやすくなりました。債権の譲渡により、支払日を待つことなく債権を現金化できるようになり、資金繰りの苦勞が軽減されます。

融資の代案



融資に代わる
資金調達法になる

支払サイトが長いといった理由で資金繰りに困窮したとき、これまでは融資でまかなうケースも少なくありませんでした。債権を早期に現金化できるようになることで、融資ではない資金調達が可能になります。

決済代行の依頼



決済業務の
時間短縮が図れる

債権譲渡禁止特約によって依頼しづらかった、決済代行サービスを利用しやすくなります。請求業務にかけていたリソースをほかの業務にあてられる上、未回収リスク回避の効果が見込め、請求業務の時間短縮や効率化が図れます。

設備投資への活用



将来債権による
資金調達が可能に

将来債権の譲渡の有効性が明文により認められたことで、将来債権の譲渡が資金調達手法として明確になりました。調達した資金をキャッシュフローの改善や設備投資にあてるなどして、経営の見直しも図れるようになります。

支払サイトの改善



支払サイトの改善を
提案しやすくなる

債権譲渡をすることで、より早く資金が手に入ります。そのため、債権譲渡を行うことを前提に取引先により早い支払いタイミングなどを提案することで、取引先の獲得のしやすさにも繋がります。

買い手による無効化のおそれがなくなったことで、債権譲渡禁止特約のついた債権も譲渡しやすくなりました。それにより、支払日を待つことなく債権を現金化できるようになります。

債権譲渡を行う際には、いくつか注意したいことがあります。実行前によく確認するようにしてください。

資金繰りに困窮しているイメージを持たれないように留意する

債権譲渡による早期の資金調達は、資金繰りに困窮しているイメージを持たれやすく、買い手との今後の関係性に影響することがあります。誠実な取引を心掛けるなど、日頃から信頼関係を築けるコミュニケーションを図っておきましょう。なお、債権譲渡禁止特約をつけない対応を求めるのもひとつの方法です。



買い手との
信頼構築が大切

希望条件を満たす譲受人を探す

債権譲渡の譲受人となる第三者は、単発の債権譲渡が可能などところや、請求書の発行から督促までまとめて継続的に行ってくれるところなど、さまざまな企業があります。まずは自社の希望を明確にし、譲受先のサービスが自社が希望する条件とマッチしているか確認しましょう。



譲受人との
マッチングを確認

手数料や債務不履行時の対応なども考慮する

債権譲渡には手数料がかかります。料金は譲受人となる企業によって異なるため、試算して手数料を支払っても債権譲渡を行うメリットがあるかを確認しましょう。また、買い手の倒産などで債務不履行となったときは対価の返金が必要なのかなど、譲受人が提示する条件も忘れずに確認してください。



手数料など、
かかるコストを事前に確認

信頼できる譲受人を選ぶ

債権譲渡の譲受を行う企業は登録制ではないため、消費者金融に交付される貸金業登録番号のような、合法性を立証する公的な証明がありません。そのため、反社会勢力などの悪徳業者がまぎれていることがあります。譲受人を選ぶときは、上場企業グループであるなど信頼性が高く、取引条件を明確に提示している企業から選定しましょう。



反社会的勢力など、
譲受人の信用性が
著しく低くないか確認

債権譲渡を行う上で大切なのは、信頼できて、買い手も安心できる譲受人を選ぶことです。東証プライム上場の株式会社マネーフォワードのグループ企業であるマネーフォワードケッサイ株式会社では、企業間決済代行サービス「マネーフォワード ケッサイ」で、売り手と買い手の信頼関係を維持したまま、面倒な請求業務を一手に引き受けます。決済をアウトソースしたい場合は、ぜひご検討ください。

● マネーフォワード ケッサイの5つの特徴

- 1 上場企業のグループ会社で信頼できる
- 2 代行手数料は0.5～3.5%と低コスト
- 3 与信審査、請求データ確認、請求書送付、代金回収、入金確認、未入金時連絡のすべてを代行できる
- 4 100%入金保証で資金繰りが安定する
- 5 API連携で請求業務にかかる時間を大幅カット



早期の資金調達が必要なら「マネーフォワード アーリーペイメント」

マネーフォワードケッサイ株式会社では、債権の買い取りを行う「マネーフォワード アーリーペイメント」もご用意しております。お客様の依頼をもとに債権を買い取り、速やかに手数料を差し引いた売掛金を振り込みますので、債権を早期に現金化することができます。お申込みから最短2営業日での入金が可能で、手数料率も業界最安水準となる1.0～10.0%です。また、支払期日に買い手から売掛金が支払われたのち、5営業日を目安に貴社からご返金いただくため、お取引先への通知も原則必要ありません。

 **Money Forward Kessai** なら、

業務の効率化、粗利率 & 売上アップ、キャッシュフロー向上の、
すべてを可能にします！

無料 資料請求する

マネーフォワード ケッサイ

検索 